

# 第1章

## 計画の策定に当たって



## 1 計画策定の背景と趣旨

我が国では、出生数の減少や出生率の低迷に伴い確実に少子化が進んでおり、国立社会保障・人口問題研究所の人口推計によれば、現在の傾向が続けば、令和35年には、日本の総人口が1億人を割るとされています。また、厚生労働省の人口動態統計では、平成30年の1年間に生まれた子どもの数（出生数）は91万8397人となり3年連続で100万人を割っている状況です。

本市においても、人口は、平成22年11月の26万863人をピークに減少傾向となっています。平成29年には0～4歳の子どもの転入超過数が241人と県内1位になりましたが、出生数の減少により年少人口（15歳未満）の緩やかな減少傾向は続いています。一方、老年人口（65歳以上）は年少人口の2倍超となっていることから、少子高齢化が進んでいる状況です。

国は次世代育成支援対策を目的に、平成15年7月に「次世代育成支援対策推進法」を10年間の時限立法（その後、令和7年3月31日まで延長）として制定し、地方公共団体及び事業主に行動計画の策定を義務づけました。平成24年8月には「子ども・子育て関連3法<sup>\*</sup>」が成立し、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善、地域の子ども・子育て支援の充実を目的とした「子ども・子育て支援新制度」が始まり、子ども・子育て関連3法<sup>\*</sup>の1つ、「子ども・子育て支援法」では「市町村子ども・子育て支援事業計画」を定めるものとなりました。また、待機児童解消の取組みを一層加速化するため、平成25年5月に「待機児童解消加速化プラン」を発表し、平成29年度末までに保育の受け皿を40万人分整備し、待機児童解消を目指しました。続いて平成29年6月には「子育て安心プラン<sup>\*</sup>」を発表し、遅くとも令和3年3月末に待機児童を解消し、その後2年間も待機児童ゼロを維持するとしてきました。

本市ではこうした背景を踏まえ、平成27年度から平成31年度（令和元年度）までの5年間を計画期間とする「平塚市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子育て支援の充実に取り組みました。この計画期間が終了するに当たり、子育てニーズの多様化、子どもの貧困や虐待への対処など、昨今の社会情勢や子どもを取り巻く環境の変化などを踏まえ、今後の子育て支援の在り方についての方向性を明確にするため、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とする「第2期平塚市子ども・子育て支援事業計画」となる「ひらつか子育て応援プラン」を策定しました。

## 2 計画の位置づけ

この計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく①市町村子ども・子育て支援事業計画として策定するものです。また、②次世代育成支援対策推進法による市町村行動計画、③母子保健事業に関する個別計画として位置づけられている「平塚市母子保健計画」、④子どもの貧困状況に対する支援となる「平塚市子どもの貧困対策計画」を内包する計画としています。

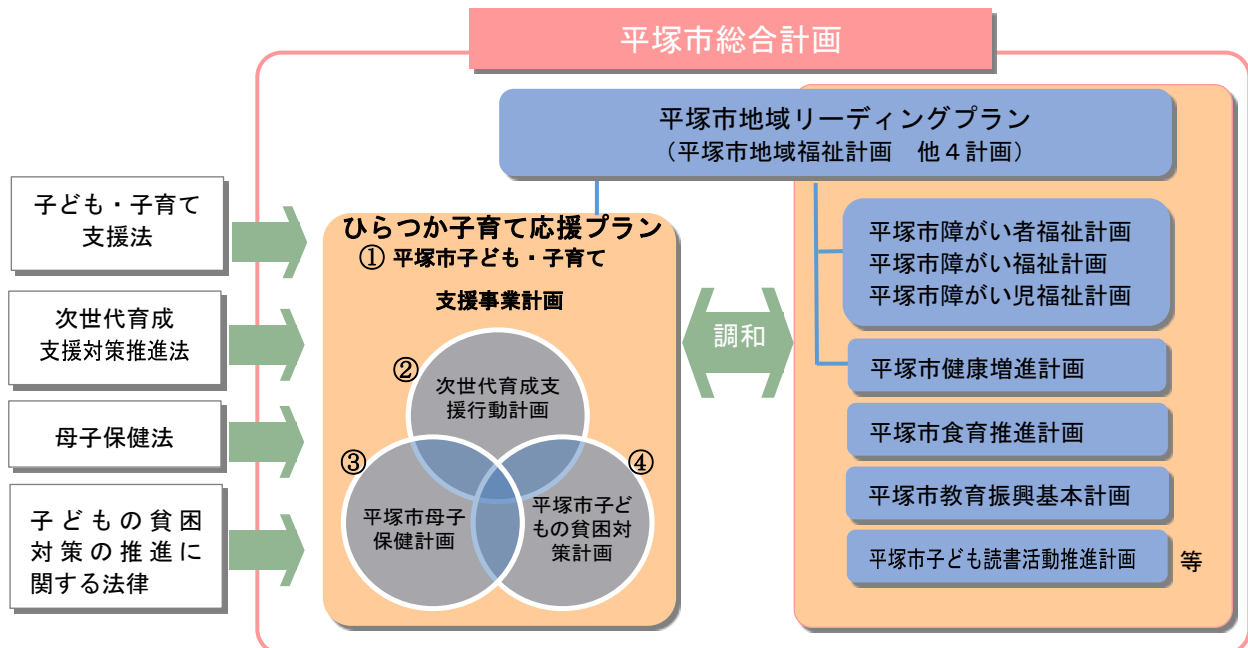
地域を始めとする社会全体で子どもや子育て世代の人々を支えていきたいという思いを込めて、「ひらつか子育て応援プラン」と愛称を付けました。なお、この計画の主たる対象は、満18歳未満である「子ども」と「保護者(子育て家庭)」とします。

この計画は、「平塚市総合計画 ～ひらつかNeXT(ネクスト)～」の実現を目指し、子ども・子育てに関連する分野の部門別計画として位置づけられ、全ての子ども自身の「育ち」と子育て中の保護者を支援するとともに、市民が子育てについて理解と認識を深め、家庭、幼児教育や保育の場、学校、事業者、行政機関等が相互に協力し、子ども・子育てを推進するための計画とします。

また、「平塚市地域福祉計画」を上位計画として、「平塚市障がい者福祉計画」、「平塚市健康増進計画」等の諸計画と調和を図り、地域共生社会<sup>\*</sup>の実現に向けて、個々の施策を推進します。

引き続き、国の「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」に基づき、市が取り組むべき施策と達成しようとする目標を明らかにし、事業ごとに市民ニーズの状況や事業実績も考慮しながら、計画的に取組みの推進を図ります。

### 【 計画の位置づけ 】

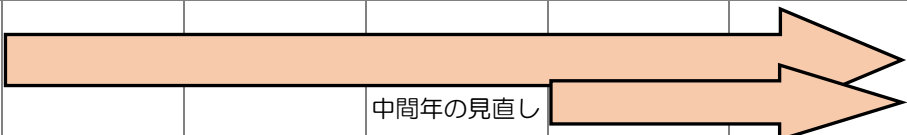


### 3 計画期間

「子ども・子育て支援法」に基づいて、市町村は5年を1期とした事業計画を定めるものとしています。したがって、本計画は、令和2年度から令和6年度までを計画期間とします。

なお、計画内容と実態に乖離が生じた場合は、計画の中間年の令和4年度において、計画の見直しを行うものとします。

【 計画期間 】

平成31年度 (令和元年度)	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
策定					
			中間年の見直し		

